

## 大阪市告示第1003号

次の施設について、令和7年7月20日（日）執行の参議院議員通常選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月17日

大阪市長 横山英幸

### 1 供用時間の変更

施設名	年月日	供用時間
大阪市立淀川区民センター	令和7年7月20日（日）	午前9時30分から開票事務終了時刻まで

（淀川区役所市民協働課）